

令和8年度 京都市立鷹峯小学校「学校いじめの防止等基本方針」

I 総則

(1) 目的

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校を引き起こす深刻な人権問題である。しかしながら「いじめ」はどの学校、学級でも起こりうるものであり、かつ全ての子どもが、突然被害者にも加害者にもなり得るものであると捉える。学校の中では「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進してきた。

しかし、いじめ防止対策推進法施行後12年が経過し、国における検証のなかで、いじめの認知件数に係る都道府県格差や学校におけるいじめ対策組織機能の不十分さ等を始めとする課題が顕在化し、基本方針の改定がなされた。本市においても現状分析し、課題克服の為に29年9月にいじめの防止等取組指針の改訂が行われた。その中の「学校が実施する施策」を吟味し、改めて本校の基本方針を見直し、「いじめの積極的な認知」「未然防止・早期発見と組織的な対応の徹底と検証」などの取組の一層の充実を図る。そうすることで、子どもたちが安心して生活し、学ぶことができる環境を構築していく。

(2) 基本理念

いじめの防止等の取組の推進にあたり、次の3点を基本理念として子どもの育成に携わる全ての者が相互に連携し、取組を継続的に行うことが重要であると考える。

- 全ての子どもが「正義感や公正さを重んずる心」「生命を大切にし、人権を尊重する心」「他人を思いやる心や社会貢献の精神」「道徳的価値を大切にすること」等に加え社会の一員としての確かな規範意識を身に付けるとともに、他者へのいじめを行わないことはもとより、子ども自身がいじめ防止等の取組の当事者として、その解決に向けた主体的、積極的な取組を行うことができるように育まれること。
- いじめ問題の解決に当たっては、いじめを受けた子どもの心に寄り添った対応を、いじめを行った子どもに対しては、単に表面的な言動のみをとらえるのではなく、そのいじめを行うこととなった背景も踏まえた対応を、迅速かつ的確に行い、再びいじめを行うことのないように対処すること。
- いじめを受けた子どもの保護者はもとより、いじめを行った子どもの言動に困りを感じている保護者についても、相談体制の整備をはじめ、必要な支援が行われること。

2 いじめ対策委員会「不登校・いじめ対策委員会」

(1) 構成

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 養護教諭 教育相談主任 人権教育主任
担任 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー

(2) 開催時期

原則として月1回の開催とするが、いじめ事案が発見された場合はこの限りではない。

(3) 役割等

- ・「学校いじめ防止基本方針」「いじめの防止等に関わる年間計画」の作成
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・未然防止の取組の推進や学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・個別面談や相談窓口の集約
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口
- ・発見されたいじめ事案、重大事案への対応
- ・取組状況（アンケート等による情報収集・校内研修等の実施状況）を学校評価における評価項目に位置付け、保護者に結果を知らせる
- ・評価アンケートの結果の分析と、PDCAサイクルでの見直し

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア 学習環境の整備

- ・教室のユニバーサルデザイン化（掲示物の精選・統一、教室横のカーテン）
- ・学校図書館に教科書とリンクした本を購入
- ・校内掲示板の積極的な活用（児童作品・学習成果物・学習過程・語彙）
- ・花の咲く環境づくり

イ 授業改善の充実（「わかる授業」「生徒指導の機能が活かされた授業づくり」）

- ・「対話」を積み重ね、全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の実施
- ・学習するときの約束やルールを一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりの取組の推進

- ・一人一人の意見が尊重され、自分のおもいを述べ合える学習の構築
- ・教育課程指導計画に基づく指導の徹底
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成を重点においた学習の工夫
- ・学年部内教科担任制の導入
- ・自学自習の工夫

ウ 道徳教育、人権教育の充実

- ・やわらかいけれど芯のしっかりした「しなやかな道徳教育」の実践
- ・よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることをねらいとした活動の、意図的、計画的な実施
- ・「いじめは絶対に許されない」ことや、「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた人権学習、道徳の学習の実施
- ・地域ボランティア、ゲストティーチャーを始めとし、人との出会いを大切にしたい人権学習の実施
- ・警察のスクールサポーターによる非行防止教室・薬物乱用防止教室の実施

エ 児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・学校生活の困りとその解決について話し合う代表委員会
- ・月2回の児童会主催のあいさつ運動、地域、PTAと協働し取り組む、あいさつ運動（たかがみね子ども安全の日）の実施
- ・児童集会での児童会目標の呼びかけ
- ・宿泊学習の取組を通しての仲間づくり
- ・学校行事などを通しての人間関係づくり
- ・総合的な学習、生活科等を通しての自他の生命を尊重する活動の推進
- ・PTA、地域諸団体企画行事参加による体験活動の拡充

オ 児童生徒同士の絆づくり（学級活動、縦割り活動、クラブ活動 等）

- ・学級目標達成を目指した学級活動
- ・フレンドリー活動（縦割り活動）、委員会活動、クラブ活動を通して交流を進める中で、望ましい人間関係の育成と、協力して諸問題を解決する力の育成

(2) いじめの早期発見・積極的認知「いじめ見逃しゼロ！」のための措置

ア 児童生徒に対する定期的な調査

① アンケートなど

- ・学校評価アンケート、いじめに特化したアンケートを利用した「いじめ」の兆候の早期発見及び実態把握
- ・学級力アンケートを活用してのいじめの実態把握と学級経営の見直し

② 教育相談など

- ・アンケートに基づく発見の強化と積極的な相談活動の実施
- ・スクールカウンセラーとの連携による教育相談

③ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対応

- ・ききとり等確実に行い、生徒指導主任が集約する。
- ・生徒指導委員会で検証及び対応を検討する。

イ 相談体制の整備

- ・定期的な家庭訪問及び年3回の個人懇談会の実施による相談機会の確保
- ・定期的な「いじめ対策委員会」による情報共有と組織的な動きの構築

ウ その他

- ・登校、休み時間、掃除中などの校区・校内巡視による児童の見守り活動の実施
- ・全教職員による「いじめを見逃さない（いじめ見逃しゼロ！）」体制の構築
- ・児童生徒に関する情報の日常的な共有

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

初期段階のいじめやごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、解決に向けた取組を行う。いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める

- ・速やかな対応、丁寧な聞き取り、正確な事実関係の記録
(被害の態様、状況、構造、動機、背景など)
- ・組織的な（本校は単級であるからこそ、担任一人に任せっぱなしにならない複数の見聞きによる）対応
- ・重大事態の防止
- ・被害児童の保護を最優先に考えた対応
- ・加害児童への責任ある指導
- ・被害児童及び加害児童保護者との連携
- ・学級、学年等の集団全体を見据えた指導

イ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

(※別紙フローチャート図参照)

ウ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・情報モラル教育に関する学級活動の強化
- ・SNSを通じて起こっている問題行動の理解と「いじめ」対応の事例研修
- ・家庭教育学級、地生連等を活用しての地域への啓発

エ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・被害者児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいるかを少なくとも3か月間は多くの目で注視し確認する
- ・被害者児童が心身の苦痛を感じていないかどうかを観察する
- ・加害者児童の言動や友だちとの関わり、家庭の様子についても情報を収集する
- ・上記の結果をいじめ対策委員会等の場で情報共有する

(4) 教職員の資質能力向上の取組

- ・生徒指導体制の見直しと「報告」「連絡」「相談」の徹底
- ・「校長室だより」を通しての「ホウ・レン・ソウ」の大切さの確認
- ・生徒指導研修による教職員一人一人のいじめに対する意識の向上
- ・いじめ事案ごとのミニケース会議の開催と全教職員への報告
- ・教職員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修会の実施

(風通しの良い職場作り)

4 保護者・地域、関係機関との連携

- ・日常的な連携を通じた保護者との信頼関係の構築
- ・いじめの事案によっては、京都北警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る
- ・平素からスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及びスクールサポーターとの連携を密にしておく
- ・学校としていじめ防止活動を行うことをPTA及び学校運営協議会にて周知する
- ・人権学習、道徳の学習の参観授業による保護者への啓発活動

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重態事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発生したときの対応

- ・京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議
 - 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(3) 学校が調査主体の場合

- ・学校の下に重大事態の調査組織を設置
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- ・被害児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供
- ・再発防止に向けて、加害児童及びその保護者との連携も密に行うことを被害児童及びその保護者に伝え、安心していただけるように努める
- ・京都市教育委員会への調査結果の報告
- ・調査結果を踏まえた必要な措置
- ・同種の事態発生の防止に必要な取組の推進

(4) 京都市教育委員会が調査主体の場合

- ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力

6 年間計画

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。
ただし、年度途中で計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> 職員会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCAサイクルの確認と共有」 いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 	<ul style="list-style-type: none"> 入学式 始業式 学級開き 学校の約束の共通理解 全校朝会で児童に説明 「いじめ対策委員の紹介」 登校指導と挨拶指導 町別児童集会と集団登校 児童会活動、フレンドリー活動の組織編制 	<ul style="list-style-type: none"> 前年度のいじめ及び問題行動に係る事案について学年で共有（2～6年） 	<ul style="list-style-type: none"> 全校保護者会で説明（周知） 学級懇談会
5	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会② 「いじめに関する記名式アンケートの実施に向けて」 「いじめ等、気になる児童の確認」 生徒指導校内研修会 「児童理解」 	<ul style="list-style-type: none"> 児童会「あいさつ運動」 朝会 たてわり活動 1年生を迎える会 		<ul style="list-style-type: none"> 憲法月間「学校だより」 学校運営協議会で説明 個人懇談会
6	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会③ 「アンケート・教育相談の結果の共有」 「学級力アンケート・いじめに関する無記名アンケートの実施に向けて」 	<ul style="list-style-type: none"> 児童会「あいさつ運動」 朝会 たてわり活動 <p>【5年】花背山の家</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第1回いじめに関する記名式アンケートの実施、学年集約と共有① 	<ul style="list-style-type: none"> 休日参観 引き渡し訓練
7	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会④ 「学級力アンケートの結果」 「いじめに関する無記名アンケートの結果」 	<ul style="list-style-type: none"> 児童会「あいさつ運動」 朝会 町別児童集会 <p>【5年】わくわく WORK LAND 【4年】非行防止教室</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学級力アンケートの実施①（5・6年） 学年集約と共有 いじめに関する無記名アンケートの実施（1～6年） 学年集約と共有 教育相談週間（個別面談）① 	<ul style="list-style-type: none"> 個人懇談会
8	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑤ 「いじめ防止プログラムの見直しと確認① PDCAサイクル」 			
9	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑥ 「未然防止に向けた取組の確認」 「学校評価の実施に向けて」① 	<ul style="list-style-type: none"> 児童会「あいさつ運動」 朝会 たてわり活動 	<ul style="list-style-type: none"> 前期学校評価アンケートの実施、アンケート結果の集約と公表 	<ul style="list-style-type: none"> 授業参観（人権啓発） 学級懇談会

10	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑦ 「いじめに関する記名式アンケートの実施に向けて」 職員会 「学校評価の結果の共有」① 生徒指導校内研修会 「児童理解」 	<ul style="list-style-type: none"> スポーツフェスティバル 児童会「あいさつ運動」 朝会 たてわり活動 		<ul style="list-style-type: none"> 学校運営協議会で説明と評価 	
11	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑧ 「いじめに関する記名式アンケート・教育相談の結果の共有」 「校内研修会（授業提案）に向けて」 	<ul style="list-style-type: none"> 児童会「あいさつ運動」 朝会 	<ul style="list-style-type: none"> 第2回いじめに関する記名式アンケートの実施、学年集約と共有② 		
12	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑨ 「基本方針の見直しと作業に向けて」 「いじめ防止プログラムの見直しと確認② PDCAサイクル」 	<ul style="list-style-type: none"> 児童会「あいさつ運動」 朝会 たてわり活動 町別児童集会 	<ul style="list-style-type: none"> 学級力アンケートの実施② いじめに関する無記名アンケートの実施（1～6年）、学年集約と共有②（5・6年）、学年集約と共有 教育相談週間（個別面談）② 	<ul style="list-style-type: none"> 人権月間「学校だより」 個人懇談会 	
1	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑩ 「9月～12月いじめ事案の経過」 「学級力アンケート・いじめに関する無記名アンケートの実施に向けて」 	<ul style="list-style-type: none"> 児童会「あいさつ運動」 朝会 たてわり活動 	<ul style="list-style-type: none"> 【4年】モノづくりの殿堂・工房学習 	<ul style="list-style-type: none"> 学習発表会 	
2	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑪ 「いじめに関する無記名アンケートの結果」 「年間を通してのいじめ事案の経過」 「学校評価の実施に向けて」② 	<ul style="list-style-type: none"> 児童会「あいさつ運動」 朝会 たてわり活動 校内図画工作展 	<ul style="list-style-type: none"> 【6年】卒業遠足・幼保小連携 	<ul style="list-style-type: none"> 後期学校評価アンケートの実施、アンケート結果の集約と公表 	<ul style="list-style-type: none"> 授業参観 学級懇談会
3	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑫ 「いじめ防止プログラムの見直しと確認③ PDCAサイクル」 職員会議 「いじめ防止プログラムの見直しの共有③ PDCAサイクル」 「学校評価の結果の共有」② 「次年度の基本方針の確認」 	<ul style="list-style-type: none"> 児童会「あいさつ運動」 朝会 6年生を送る会 町別児童集会 	<ul style="list-style-type: none"> 次年度に向け、アンケート等の結果の学年集約（全学年） アンケート原本の保管（5年保存） 	<ul style="list-style-type: none"> 学校運営協議会で説明と評価 	

※別紙 フローチャート図

前提となる基本事項

<p>『学校いじめ防止基本方針』</p> <ul style="list-style-type: none"> □学校いじめ防止プログラムの策定 □教職員、児童生徒、保護者、地域への周知 □取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い必要に応じて改善 	<p>『いじめ対策委員会』</p> <ul style="list-style-type: none"> □担任（担当者）といじめ対策委員会の連携方法の確認・周知 □臨時の委員会開催時の手順確認・周知 □いじめの認知・解消の判断についての確認
---	--

未然防止の取組（発達支持的生徒指導の充実）

予防

- ・学習環境の整備
- ・授業改善
- ・児童同士の絆づくり
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

見逃しのない観察

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他の情報から
- ・アンケート調査などの情報から 等

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

<p>【いじめ対策委員会で共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。 	<p>【事実確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。 ●いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。 ●何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。 ●聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。
--	--

**管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。
[認識の共有化・行動の一元化]**

心の通った指導

<p>【児童生徒への指導・支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。 ●登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、パトナなどとの連携を図る。 ●いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。 ●周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題としてとらえさせる。 	<p>【保護者への連絡・家庭との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。
<p>【謝罪の場の設定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり、謝罪をする場をもつ。 ※事案内容によってはこの限りではない。 	<p>【関係機関との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

【教育委員会への連絡・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
- ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。